

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和6年7月2日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第2回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和6年7月2日（火曜日）

午前9時58分開議

午後0時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第12号 工事請負契約の締結について

議案第15号 直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について

報告第1号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

請第20号 改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する国への意見書提出の請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①営農継続に向けた取組みについて

②佐賀県の野生いのししにおける豚熱確認と本県の対応について

③有害赤潮の発生状況について

出席委員（8人）

委員長 吉田孝平

副委員長 前田敬介

委員 前川 收

委員 岩中伸司

委員 増永慎一郎

委員 緒方勇二

委員 亀田英雄

委員 斎藤陽子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田真寿

政策審議監 磯谷重和

生産経営局長 徳永浩美

農村振興局長 永田 稔

森林局長 中尾倫仁

水産局長 渡辺裕倫

農林水産政策課長 藤由誠

団体支援課長 岩野洋士

流通アグリビジネス課長 林田慎一

農業技術課長 上村法光

政策監 杉谷将洋

農産園芸課長 山本剛士

畜産課長 安武秀貴

農地・担い手支援課長 紙屋勝良

農村計画課長 野入正憲

農地整備課長 宮川和幸

むらづくり課長 大森直樹

技術管理課長 岩田長起

森林整備課長 宮脇 慈

林業振興課長 野間圭

森林保全課長 大和一浩

水産振興課長 那須博史

漁港漁場整備課長 谷水秀行

農業研究センター所長 中島 豪

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

政務調査課課長補佐 川中誠一

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

第1回農林水産常任委員会で委員長に選任いただきました吉田孝平でございます。

今後1年間、前田副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻いただきますよう心からお願い申し上げます。

また、農林水産部長をはじめとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

続いて、前田副委員長から挨拶をお願いします。

○前田敬介副委員長 副委員長の前田でございます。1回目の委員会で、副委員長を務めさせていただくことになりました。委員の皆さん、そして執行部の皆さんの御協力いただき、円滑に進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○吉田孝平委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自席からお願いします。また、審議員ほかについては、お手元にお配りしております説明資料の中の幹部職員名簿により紹介に代えたいと思います。

それでは、千田農林水産部長から順にお願いします。

（千田農林水産部長、磯谷政策審議監～中島農業研究センター所長の順に自己紹介）

○吉田孝平委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い致します。

それでは、主要事業等の説明及び付託議案

等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただくようお願い致します。

執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、千田農林水産部長から主要事業及び議案を含めた総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次主要事業の説明をお願いします。

○千田農林水産部長 改めて、おはようございます。

吉田委員長、前田副委員長をはじめ、委員の皆様には、この1年間よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告いたします。

まず、1点目に、防災、危機管理に関する取組についてです。

本年は、6月17日に、平年より13日遅く、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りしました。毎年5月上旬から、山地防災パトロールや治山施設の点検を行っており、地域住民の方々などに実施状況を周知し、防災意識の向上を図っているところです。

また、治水協定に基づく農業用ダムの事前放流について、市町や土地改良区等と実施手順を確認するなど、取組体制を強化しております。

3月下旬以降の雨により、国営事業で改修工事が行われていました球磨川の遥拝頭首工に加え、これにつながる幹線水路が被災しております。農家の方々の営農活動に支障が生じないように、国や土地改良区等と連携し、対策を講じてまいります。

その他、豚熱と赤潮への対応につきまして、後ほどその他報告で担当課長から御報告させていただきます。

防災、危機管理に関する取組については、関係機関等と連携を強化するとともに、常に緊張感を持って取り組んでまいります。

2点目は、農地の確保に向けた取組です。

半導体関連企業の進出などに伴い、周辺市町の農地は、TSMCの進出が正式に決定した令和3年10月以降、約164ヘクタールが転用されています。

今後も農地の確保が課題であることから、農地情報共有緊急対策事業によりデータベース化した農地情報を活用し、関係市町村と連携の下、対象エリアも拡大しながら営農継続に向けて農地と農家のマッチングを図ってまいります。

3点目は、食料・農業・農村基本法と県の対応についてです。

5月29日に食料・農業・農村基本法が成立し、関連法案についても6月14日に成立したところです。

県においては、同基本法の内容や方向性等を考慮しつつ、木村知事が掲げます食のみやこ熊本県の創造に向けて、今年度中に県の計画の改定を行います。

それでは、本日説明いたします令和6年度の主要事業及び新規事業並びに提案しております議案の概要を御説明いたします。

主要事業等につきましては、令和2年7月豪雨や熊本地震からの復旧、復興を着実に進めるとともに、担い手の確保、育成をはじめ、デジタル技術による生産性向上や流通の円滑化、販路拡大など、稼げる農林畜水産業の実現を目指すものとなっております。

議案につきましては、予算関係では、農林水産部として取り組む新規事業及び政策的事業の経費を中心に、いわゆる肉づけ予算として計上しています。

主なものでは、50代の新規就農者に対する

支援の拡充、林業従事者の就業環境改善に向けた林業事業体の取組に対する県独自の支援など、担い手確保の取組を強化します。

また、農業者と企業のマッチングによるスマート農業技術の導入の推進や赤潮対策のためのAIを用いた有害プランクトンの判別システムの開発など、農林水産業のデジタル化を推進し、生産現場の省力化、生産性向上を図ります。

さらに、畜産の経営安定に資するよう、配合飼料価格安定制度における畜産農家の積立て負担への助成を行います。

加えて、森林資源をフル活用した五木村振興と緑の流域治水の推進等の取組に係る経費など、総額230億円余の増額補正を提案しております。

この結果、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて753億円余となります。

次に、条例等関係では、工事請負契約の締結及び直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について提案しております。

また、報告関係では、令和5年度一般会計に係る明許繰越し及び事故繰越しについて報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項としまして、3点を報告させていただきます。

詳細につきましては、この後担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料の令和6年度主要事業及び新規事業について説明をさせていただきます。

この資料の2ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図となります。

本庁に関しましては、5局16課の体制というふうになっております。

その隣、3ページになりますが、こちらは各課の担当事務の概略を掲載してございます。

それから、4ページをお願いいたします。

4ページが令和6年度予算の総括表でございます。

農林水産部全体の令和6年度予算は、2月定例会で御承認いただきました当初予算額(B)と、それから今回御審議いただきます6月補正額の(C)の合計、(D)の欄の一番下でございますが、先ほど部長から御説明ありましたが、総額で753億円余となっております。

5ページになります。

5ページには、平成28年度以降の当初予算額の推移を掲載しております。

御覧いただきますと、平成28年度の熊本地震、それから令和2年度の7月豪雨災害直後のそれぞれ、平成29年度、そして令和3年度に山ができておりまして、その後は次第に減っていったということになっておりますが、令和6年度に関しましては、一般会計ベースで令和5年度当初額よりも約40億円の増ということになっております。

この主な増額理由は、県営農地等災害復旧事業、それから家畜伝染病蔓延防止対策事業、こういったものの増ということによるものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。

6ページ、7ページ、こちらが令和6年度の農林水産部における主要な施策を一覧にしたものでございます。

大項目としまして、(1)番として、令和2年7月豪雨、熊本地震からの創造的復興関連の事業、そして(2)番に、その他重点的に取り組むべき事業等としまして、この(2)番のほうに四角で食料の安全保障の強化に関する事業とございます。この中に、人材育成です

とか、その右側のスマート農業、DX、こういったものが入り込んでいるという状況でございます。

それから、7ページの右側の中段ぐらいにも四角がございますが、こちらも農山漁村の活性化と次世代への継承という大きなテーマを持っております。

あわせて、この7ページの左下に点線囲みでございますが、農業振興と企業進出の両立に向けた取組、こちらにも注力してまいるということになります。

この後、令和6年度主要事業及び新規事業につきまして、主なものを各課から御説明させていただきます。

農林水産政策課は以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページから次ページにかけましては、農林水産業制度資金の一覧表となります。

9ページの一覧表の最下段、総計の融資枠を御覧ください。

令和6年度における制度資金全体の融資枠につきましては、140億円余となっております。事業承認期限の到来した令和2年7月豪雨関係資金を除き、昨年度と同程度の融資枠を確保しております。

次に、下段の収入保険の推進につきましては、熊本県農業共済組合が行う収入保険の保険料低減の取組及び普及啓発を図る経費に対する助成となります。

昨年度に引き続き、新規加入者への支援に加え、果樹や施設園芸分野での集団加入の重点化など、さらなる加入増加を目指して、加入推進及び制度理解促進のための広報活動を積極的に展開してまいります。

団体支援課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリ

ビジネス課でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の項目欄1、農産物輸送に係る「物流の2024年問題」への対応は、2024年問題により影響を受ける農業団体に対して、詰め合わせ等の物流効率化に向けた集出荷システムの構築や、国のガイドラインに基づき、自ら作成した自主行動計画の達成に必要な商慣行の見直し等を支援いたします。

下段の2、フードバレー構想の推進は、県南地域の豊富な農林水産物を最大限に生かし、地域全体の活性化を図るものです。

フードバレー構想推進事業は、推進主体である協議会の運営経費について、県の所要額を負担するもので、地域未来モデル事業は、県南地域におきまして、先導的な取組を行う事業者に対するハード整備支援あるいは加工品を都市圏でPRするための経費等となっております。

下のページ、項目欄の3、企業の農業参入の推進につきましては、企業の農業参入トータルサポート事業で、参入初期や事業拡大期に応じて、それぞれ必要な農業機械や施設の整備等に対して支援をいたします。被災地におきましては、補助率を通常の3分の1から2分の1としております。

農業参入受入体制整備事業は、セミナー開催や個別フォローアップ等により、県南地域の市町村が企業の農業参入を受け入れる体制を整備する新規事業でございます。

下段の4、地産地消の推進は、食料の安全保障の一翼を担う地産地消の理念に沿いまして、SNSを活用した情報発信や県民参加型のイベント開催などにより、関係機関と連携して地産地消の普及啓発を進めます。

(2)の社員食堂における県産食材活用緊急支援事業は、企業の社員食堂において、県産食材の利用拡大を図るため、県産品購入等を支援するものでございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

12ページをお願いします。

上段の1、スマート農業の推進は、スマート農業の導入が必要な農業者と企業のマッチングを行うとともに、技術面、経営面からスマート農業機器の導入を支援できる人材を育成するものでございます。

下段の2、地下水と土を育む農業の推進は、条例に基づく推進計画に沿って、県民の理解促進、消費拡大、農薬や化学肥料を削減するグリーン農業の推進、県内大学等と連携した調査研究などを行うものでございます。

13ページの3、熊本型みどりの食料システム戦略の推進は、令和4年度に作成しました県の基本計画に基づき、稼げる農業と環境に優しい農業の両立を図るため、新技術の開発や有機農業の推進等に取り組むものです。

今年度は、化学肥料、農薬の削減や飼料の国産化や堆肥活用など、環境負荷低減に向けた新技術の開発、実証を行うほか、環境に優しい農産物の流通販売実証に取り組みます。

14ページをお願いします。

4の農業研究センター試験研究費については、多様なニーズを踏まえながら、耕種部門では、県オリジナル品種の育成や品質、収量を高める技術等の開発、畜産部門では、育種改良や飼料の自給率向上に向けた技術開発などを行います。

農業技術課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

15ページをお願いします。

上段1、物価高騰対策の推進では、燃料や生産資材の価格が高止まりしているため、コスト削減や生産力の向上に資する資機材導入や遊休ハウスの有効利用などによる園芸産地の維持、さらには、消費地での販売促進活動

の取組に対する助成を行います。

次に、下段2、スマート農業・DXの導入の加速化では、デジタル技術などの先進技術を導入した次世代型農業の取組により、稼げる農業を実現することとしています。

まず、イチゴ「ゆうべに」では、集出荷施設での出荷調整作業の効率化を実証します。

次に、果樹では、省力化栽培とスマート機器導入による生産性の高い果樹園の実証を行います。

また、デコボンでは、栽培管理システムの高度化に取り組みます。

16ページをお願いします。

花卉の宿根カスミソウでは、ビジュアル化した栽培管理マニュアルの作成に取り組みます。

さらに、土地利用型農業では、一層の効率化を図るため、地域営農組織などへスマート農業機械などの導入に対する助成を行います。

最後に、下段3、産地生産力の強化支援では、国の事業などを活用し、さらなる低コスト化、高品質化、高付加価値化に向けた施設整備などを支援します。また、需要に応じた麦、大豆の生産拡大を図るための団地化や新たな営農技術の導入を進めるとともに、主食用米については、「くまさんの輝き」を中心とした熊本の米の需要拡大の取組を支援します。さらに、イグサ、畳表については、専用機械の導入や、茶については、県産育成品種「熊本TC01」の普及推進を図ってまいります。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

17ページをお願いいたします。

上段1、「くまもと黒毛和牛」等首都圏出荷緊急支援事業でございます。

この事業は、くまもと黒毛和牛等県産牛肉の認知度向上と販路拡大を図るため、東京食

肉市場等への出荷やPRなどの取組を支援するものでございます。

中段の2、畜産クラスター事業でございます。

この事業は、各地域の畜産クラスター協議会が策定したクラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う施設整備等に対して助成するものでございます。

下段の3、配合飼料価格高騰緊急支援事業でございます。

配合飼料価格安定制度の生産者積立金単価の増額に対する生産者負担軽減を図るため、その一部を支援する事業でございます。

18ページをお願いいたします。

上段4、耕蓄連携体制緊急整備事業でございます。

堆肥を肥料や土づくり資材としてより有効に活用するため、耕種農業との連携に必要な施設、機械導入などを支援する事業でございます。

下段5、家畜防疫の推進でございます。

(1)の事業は、家畜伝染病の発生、蔓延防止のための各種検査や畜産農家への指導等を実施するものでございます。

(2)の事業は、衛生管理基準の高位平準化に必要な資機材及び施設の整備を支援するものでございます。

(3)の事業は、悪性家畜伝染病発生に備え、迅速な防疫措置に対応するための待ち受け予算でございます。

畜産課は以上でございます。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

19ページをお願いいたします。

項目欄1、次世代のくまもと農業を担う人材の確保・育成では、農業者の減少、高齢化が進む中、多様な人材を地域農業を支える宝と捉え、国、県事業をフル活用した各種施策に取り組み、本県農業の維持発展に努めてま

います。

説明欄(1)の親子間や第三者継承を推進するくまもと農業の継承支援事業や、(2)研修期間や就農初期を支える農業次世代人材投資事業、認定新規就農者が就農時に必要となる機械、施設の導入等を支援する(3)の新規就農者育成総合対策事業は、就農希望者の就農への後押しとなりますので、本年度も継続して取組を行います。

また、(4)の中高年就農支援事業は、国の施策の対象とならない50歳代の就農希望者に対し、就農前の研修資金の交付や就農時の機械、施設の整備に対して助成するもので、親元就農も含めて対象とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

(7)の農地利用効率化等支援交付金事業は、地域計画に位置づけられた担い手への農地集約化を推進するため、必要な農業用機械、施設の導入を支援するものです。

このほか、就農希望者に対して、相談から研修、就農定着までをトータルで支援する取組や外国人材が継続的に就農できる仕組みづくりなど、多様な人材の確保、育成に取り組めます。

また、20ページ中段、項目欄2の担い手への農地集積の推進については、人・農地プランや今後策定される地域計画に基づき、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するため、(1)の農地集積加速化事業では、農地利用調整活動を行う農家組織へ集積協力金の交付等を行い、担い手への農地集積のさらなる加速化に向けた取組を進めてまいります。

最下段、農業関係高校と農大の連携については、IoT技術を活用して課題を解決できる人材の育成、確保につなげる取組でございます。

農地・担い手支援課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

21ページをお願いします。

1の農業農村整備事業の計画的な推進については、農業生産基盤や防災減災施設の整備など、農業農村整備事業を実施するに当たり、事前の基礎的な調査や補助事業の採択申請に必要な事業計画書の作成により、計画的な事業推進を図ってまいります。

22ページをお願いします。

2の国営土地改良事業等の推進については、大規模な農業水利施設、海岸施設の整備や広域的な農地整備について、国営土地改良事業を活用し、集中的に進めてまいります。

農村計画課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

23ページをお願いします。

1の農業競争力強化のための基盤整備の推進については、水田や畑などの農業生産基盤整備を実施することで、高収益作物の導入拡大や生産コストの低減により、農業経営の安定と向上を図り、農業競争力強化に取り組めます。

2の農村地域における国土強靱化の推進については、農業、農村に関係するため池、排水機場などの防災関係の整備を行うことで、災害の発生を未然に防止し、農業、農村の強靱化に取り組めます。

24ページをお願いします。

3の持続可能な農村づくりのための基盤整備の推進については、中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境を総合的に整備することで、持続可能な農村づくりに取り組めます。

4の土地改良施設等の管理の強化については、土地改良施設の保全管理を適切に行うことで、農業、農村地域の安全、安心の確保と稼げる農業の実現につなげるよう取り組みま

す。

5の災害復旧の推進については、農地、農業用施設の災害復旧に取り組むものです。

農地整備課は以上です。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

25ページをお願いいたします。

1の元気な中山間地域農業の実現と次世代への継承については、地域独自の取組の高度化やデジタル技術の導入、地域コミュニティー機能の維持強化に向けて、農村RMOの形成の支援などを行うものでございます。

2の日本型直接支払の推進については、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るため、地域の共同活動や中山間地域等における農業生産活動を支援するものとなっております。

26ページをお願いいたします。

3の鳥獣被害防止対策の推進とジビエ利活用の加速化については、野生鳥獣が生息しにくい集落の環境整備と管理を行う「えづけSTOP!」対策を基本に、野生鳥獣の農地への侵入被害の防止及び捕獲の取組を進めるとともに、ジビエ利活用の推進を併せて行う総合的な鳥獣被害防止対策に取り組むものとなっております。

むらづくり課は以上でございます。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

27ページをお願いします。

上段1の地籍調査の推進については、土地に関する戸籍である地籍を明確化する地籍調査を県内15市町村で実施しており、市町村が行う地籍調査に対する助成でございます。

中段2のくまもと農地GIS利活用DX推進事業については、地図情報と農地情報等を組み合わせ、可視化、データの抽出が可能なくまもと農地GISのデータ作成などに要す

る経費でございます。

下段3の農地情報共有緊急対策「くまもと農地GIS」活用事業については、企業等の進出で影響を受ける農家の営農継続支援のため、貸借可能な農地の情報をくまもと農地GISに登録するための経費でございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

28ページをお願いします。

項目欄1の森林資源の循環利用の推進につきましては、本県の人工林の6割を占める杉林を中心に、切って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環利用を推進するための各種取組に対し助成等を行うものです。

29ページをお願いします。

項目欄2の災害リスクを低減させる森林づくりの推進につきましては、近年の異常気象による山地災害の頻発化、激甚化を踏まえ、林業と県土保全の両立を図るため、山地災害リスクの予測に必要な情報の提供に加え、新たに林地保全に配慮した林業活動を推進するために、県が公表しているガイドラインのアップデートに取り組むものです。

30ページをお願いします。

項目欄3、五木村グリーン成長加速化総合対策の推進につきましては、豊富な森林資源のフル活用を通じた五木村振興に取り組むため、村と連携を図りながら、循環型林業の構築に向けた低コスト化、花粉症対策といった観点での再造林の実証調査や、林業を支える人材の育成に向けたくまもと林業大学校県南校の機能強化の検討などの各種施策について、県有林も活用し取り組むものです。

項目欄4の林業研究・研修センター試験研究費につきましては、森林の造成、施業の効率化や木材の加工利用に係る技術開発等の試験研究を行うものです。

森林整備課は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

31ページをお願いします。

1の林業担い手の確保・育成につきましては、くまもと林業大学校を核とした新たな林業担い手の確保、育成を図るとともに、林業就業者等の経営力向上や技術習得の支援による多様な人材の確保に向けた取組を行うものです。

2の林業DXの推進につきましては、林業関係業務や原木シイタケ生産現場におけるデジタル化推進による業務の効率化や生産性向上に向けた取組を行うものです。

32ページをお願いします。

3の県産木材の利活用の最大化につきましては、木材の需要拡大を推進するため、木材の安定供給体制構築や建築分野における各種取組に助成等を行うものです。

4の林道事業につきましては、森林の適切な管理や木材生産の効率化等のため、県が林道開設を行うほか、被災した林道の復旧を行う市町村を支援するものです。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

33ページをお願いいたします。

1の県民参加の森づくりとCO₂吸収源対策の推進については、(1)県民の未来につながる森づくり事業の①で、森林ボランティアによる森林づくり活動などを支援し、②では、森林環境教育活動などを行い、③では、森林のCO₂吸収機能の理解促進により企業の森づくりを支援します。

(2)では、森林吸収量のクレジット化に取り組む事業者を支援してまいります。

次の段、2の治山対策の推進は、山地災害から県民の生命、財産を保全するとともに、生活環境の保全を図るため、(1)治山事業で

は、災害箇所の復旧や予防対策を実施し、(2)治山激甚災害対策特別緊急事業では、令和2年7月豪雨で発生した山地災害の復旧について、5か年間で集中的に取り組みます。

34ページをお願いいたします。

3の山地災害未然防止対策の推進は、事前防災のソフト対策として、(1)山地災害未然防止対策事業の①で、森林パトロールによる山地災害危険地区などの調査、点検を行い、②では、レーザー解析により地滑りなどの危険箇所を把握し、③では、防災教育などの実施に取り組みます。

次の段の4、保安林の整備の推進は、水源涵養や土砂流出防止といった機能が低下した保安林において、①により、植栽や下刈りなどの森林整備、②により、溪流の危険木除去や本数調整伐などを実施するものです。

森林保全課は以上でございます。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

35ページをお願いいたします。

項目1の稼げる水産業づくりの推進につきましては、赤潮被害に対応するため、(1)により、赤潮プランクトンモニタリング調査や、(2)により、有害プランクトンの画像認証、自動係数システムの開発を支援するとともに、(3)により、有害赤潮プランクトンの増殖を抑制する技術開発に取り組みます。

また、(4)により、カキ類や海藻類などの養殖生産体制を確立するとともに、(5)により、県産アサリを消費者の皆様に確実に届ける熊本モデルの運用体制を構築してまいります。

あわせて、(6)により、漁業研修等による未来を支える人づくりや、(7)により、県産水産物の輸出を促進することで稼げる水産業の実現を目指してまいります。

36ページをお願いいたします。

項目2の資源管理と栽培漁業の推進につき

ましては、(1)により、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増養殖技術の開発を行うとともに、(2)により、県産アサリの保全、育成の取組を支援します。

また、市場から漁獲情報を効率的に収集し、資源管理の取組に活用するため、(3)により、熊本県漁獲情報システムを改修するとともに、(4)により、漁業取締船の代船建造を行います。

これらの取組を通じて、栽培漁業や資源管理型漁業を一体的に推進してまいります。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

37ページをお願いいたします。

1段目は、漁港のしゅんせつ土砂受入地整備の推進です。

有明海沿岸の漁港は、土砂の堆積が著しく、継続的なしゅんせつが必要ですが、県と関係市が共同で宇土市管理の住吉漁港に土砂受入れ地を整備することとしています。

(1)水産物供給基盤機能保全事業費は、土砂受入れ地整備に向けた環境影響評価を行う宇土市への助成で、(2)漁港漁場整備負担金は、宇土市実施の事業への県の負担金です。

2段目の水産資源を育む漁場整備の推進では、漁場において、覆砂等による底質環境の改善や投石等による藻場造成を実施し、生産力の回復を図ってまいります。

38ページをお願いいたします。

防災、減災、国土強靱化の取組の推進でございます。

漁港施設等の機能強化や防災、減災、国土強靱化の取組を加速化するため、(1)から(5)の事業により、施設の長寿命化や耐震化等に取り組むいたします。

漁港漁場整備課は以上です。

○吉田孝平委員長 引き続き、本委員会に付

託された議案等について、各担当課長から順次説明をお願いします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会の説明資料、予算関係及び条例関係について御説明させていただきます。

この資料の4ページをお願いいたします。

令和6年度6月補正予算総括表でございます。

先ほどの主要事業の際の予算総括表と類似しておりますが、網かけをしております(B)の欄が6月補正額となっております。この欄の一番下の合計欄、合計額が農林水産部の6月補正合計額230億円余の増額補正となっております。

この後、主なものを各課から御説明させていただきます。

まず、農林水産政策課分になりますが、5ページをお願いいたします。

5ページの左側、農業総務費の農政企画推進費の右側の説明欄に農林水産業・地域の振興推進事業がございます。

こちらは、農業分野における海外との技術交流、人材交流に要する経費でございます。この対応に必要となる職員の出張経費等待ち受けの事務経費となっております。

次の段の農業公園施設整備国庫支出金の返納金になりますが、こちらは過年度の農業公園施設の改修工事に係る入札残分の国への返納となっております。

農林水産政策課は以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金につきましては、令和5年度に実施しましたコロナ臨時交付金を活用した収入保険加入緊急支援事業の

事業費確定に伴う国への返納金でございます。

4 段目、水産業協同組合指導費の熊本県漁業協同組合連合会補助でございますが、これは、県漁連が会員漁協を対象に実施いたします各種研修などの教育指導事業に対して助成を行うものでございます。

団体支援課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

7 ページをお願いいたします。

2 段目、農産物流通総合対策費の説明欄 1、農業参入受入体制整備事業は、先ほど説明させていただいた新規事業でございます。

下のページの説明欄 4、地域未来モデル事業につきましては、先ほどフードバレーの推進で説明させていただいたものに加え、県下全域を対象に実施する地域経済を牽引するような企業等の設備投資に対する助成を含めた事業でございます。

5、フードバリューチェーン構築推進事業は、農林水産物の生産から加工、流通、販売までを価値の連鎖と捉えるフードバリューチェーンを最適化することで、付加価値や競争力を高める取組に対する助成でございます。

2 段目の国庫支出金返納金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返納金は、食品衛生法改正に伴い、施設改修が必要となった雑節等の水産加工事業者に対して、令和5年度に交付金を活用して支援を行いました熊本県水産製品製造等緊急対策事業の事業費確定に伴う返納金でございます。

9 ページをお願いいたします。

1 段目、ブランド確立・販路対策費の説明欄 2、県産食材販売営業力強化事業は、県内事業者に対する多彩で魅力ある農林水産物の販路拡大のため、例年2月に幕張メッセで開催されますスーパーマーケットトレードショ

ーへの出展支援や商談方法の習得支援を行うものでございます。

3 段目、新しい農業の担い手育成事業の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

10 ページをお願いします。

2 段目の農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業(D X)加速化推進事業は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

4 段目の国庫支出金返納金の説明欄、肥料価格高騰緊急支援事業国庫返納金は、肥料価格の高騰分に対し、国が補助、県も国のコロナ臨時交付金を財源に上乗せ助成した事業におきまして、肥料高騰率を170%と高めに予算化したところ、140%での運用となったことになったため、県の助成金、つまりコロナ臨時交付金に不用額が生じ返納するものでございます。

6 段目の土壤保全対策事業費の説明欄 1 の地下水と土を育む農業総合推進事業及び11 ページ 1 段目、説明欄の 2、熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

3 段目の企画経営情報費の説明欄、試験研究(ほ場)設備整備費は、農業研究センターの試験研究における栽培管理機器や分析器などの備品整備を行うものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

12 ページをお願いします。

上から 2 段目の農作物対策推進事業費の説明欄、くまもと茶ビジネス確立支援事業は、茶の生産から流通、消費に至る取組を助成す

るものです。

次に、3段目、米麦等品質改善対策事業費の説明欄1、主要農作物種子生産改善対策事業は、米、麦、大豆の優良種子の生産団体及び機械導入に対して助成を行う事業です。

2、新規需要米需要供給拡大事業は、米粉用米や飼料用米などの生産対策や米粉の利用拡大の取組に対して助成する事業です。

3、くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

13ページをお願いします。

1段目の説明欄4、県産麦・大豆生産拡大総合推進事業は、ほとんどが県内流通である麦、大豆の需要拡大及び生産拡大を図るため、生産者、製造業者、販売業者が連携した取組に対する助成です。

3段目、い業振興対策費の説明欄、いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

14ページをお願いします。

1段目、説明欄4、持続的露地野菜産地育成事業は、バレイショの産地育成に要する経費と実需者ニーズに応じた露地野菜の生産拡大に対する助成です。

2段目、花き振興対策費の説明欄2、くまもとの花ステップアップ事業は、花卉産地の維持拡大のための生産性向上や販売力強化の取組に対する助成です。

3段目、果樹振興対策費の説明欄、次代につながる果樹産地づくり支援事業は、生産性の高い樹園地の整備や労働力の基盤確保の体制づくり、気象変動に対応した生産技術の導入推進に対する助成です。

15ページをお願いします。

1段目の国庫支出金返納金の説明欄1、強い農業づくり交付金等国庫返納金は、平成25年度に整備した農産物処理加工施設の財産処分に伴う返納金です。

2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返納金は、令和3年度、4年度に交付金を充当し実施した10の事業の実績確定に伴い、交付金の残余が生じたことによる返納金です。

2段目の生産総合事業費の説明欄1、強い農業づくり支援事業及び2、産地パワーアップ事業は、低コスト耐候性ハウスや野菜の集出荷施設など、産地の競争力強化を図る施設整備などを支援する事業です。

3段目の水田営農活性化対策費の説明欄、水田産地化総合推進事業は、米の計画生産及び水田のフル活用の推進に取り組む団体に対する助成です。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

16ページをお願いいたします。

2段目の畜産総合対策事業費の説明欄、畜産クラスター事業と3段目の畜産振興対策事業費、配合飼料価格高騰緊急支援事業につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

4段目の国庫支出金返納金でございますが、説明欄、畜産関係事業国庫返納金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る県事務費の減額に伴う国庫支出金返納金でございます。

下段、畜産生産基盤総合対策事業費でございますが、説明欄、熊本型放牧高度化支援事業は、牧野の利用拡大による草原の維持及びあか牛等の生産基盤強化を図るため、牧草地の整備や放牧牛の増頭を一体的に支援する事業でございます。

畜産課は以上でございます。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

17ページをお願いいたします。

上から2段目の農村地域農政総合推進事業

費の説明欄1、耕作放棄地解消事業は、担い手が農地中間管理機構を活用し、耕作放棄地を農地に再生する取組に対する助成でございます。

2の農地集積加速化事業は、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。

3の未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、組織の設立や法人化など、経営力強化の取組に対する支援で、今回、組織が広域的な活動をする上で必要となる農機具の運搬機器の導入に対する助成を新設するものです。

4のくまもと農業の継承支援事業は、親子間や第三者継承を推進するものでありまして、今回、新規就農者等が経営継承をするハウスの改修等に対する助成を計上しております。

18ページをお願いいたします。

説明欄の5、農地情報共有緊急対策事業は、農地の確保の観点から、農家と農地のマッチングをはじめ、営農継続に向けた手法の検討等に要する経費でございます。

上から3段目、新しい農業の担い手育成費の説明欄1、くまもと農のひとづくり事業は、農業の新たな挑戦を志向する農業者のスキルアップを図る講座開設等に要する経費でございます。

2の熊本とつながる農業外国人材育成事業は、農業分野で働く外国人材に対し、高度な知識の習得に対し助成をするものでございます。

3の中高年就農支援事業は、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。

19ページをお願いいたします。

最上段の国庫支出金返納金の説明欄、新規就農者ハウス継承緊急支援事業の国庫返納金につきましては、中古ハウスの需要の高まりから、事業期間内に中古ハウスの入手が困難となり、そのため、事業残が生じたことから、事業費の確定に伴い、国へ返納するもの

でございます。

上から3段目、農業構造改善事業費の説明欄、農地利用効率化等支援交付金事業は、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。

上から5段目、農業大学校費、説明欄の1、施設整備費は、安心、安全な経営実習を行うための施設整備等に要する経費で、2のスマート農業実践による就農促進事業は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

20ページをお願いします。

2段目の国営土地改良事業直轄負担金は、説明欄のとおり、国営土地改良事業に係る県及び地元負担金で、八代市及び氷川町で実施しております八代平野地区ほか3地区を計上しています。

4段目の農業農村整備調査計画費の説明欄、農業農村整備事業調査計画費は、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

21ページをお願いします。

2段目の海岸保全直轄事業負担金の説明欄、直轄海岸保全事業負担金は、国営の直轄海岸保全事業に係る県の負担金で、玉名市の玉名横島地区ほか1地区を計上しております。

農村計画課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

22ページをお願いします。

5段目の県営中山間地域総合整備事業費につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

令和6年度は、御船町の第二上益城中央地

区ほか16地区で実施する予定です。

6段目の団体営農業農村整備事業費については、説明欄のとおり、農業生産基盤整備を実施する市町村に対して助成を行うものです。

令和6年度は、熊本市の南尾迫地区ほか79地区で実施する予定です。

23ページをお願いします。

1段目の農業生産基盤整備事業費につきましては、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。

令和6年度は、熊本市の画図東部2期地区ほか55地区で実施する予定です。

3段目の農地防災事業費の説明欄、農村地域防災減災事業は、農地や農村地域の防災、減災を図るため、防災ダムやため池などの整備に要する費用です。

令和6年度は、宇城市の益南地区ほか17地区で実施する予定です。

その下、竜北地区農村地域防災減災事業は、竜北地区の排水機場における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

農地整備課は以上です。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

24ページをお願いいたします。

2段目の農政諸費の説明欄、世界農業遺産推進事業は、阿蘇地域の草原を活用した農業を次世代へ継承するための世界農業遺産ブランドの情報発信に要する経費です。

3段目の農村地域農政総合推進事業費の説明欄、棚田地域振興推進事業は、指定棚田地域活動計画に基づく棚田地域の保全や振興活動に対して助成を行うものです。

5段目の農作物対策推進事業費の説明欄、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業については、先ほど御説明させていただいたとおりとなっております。

25ページをお願いいたします。

2段目の農業構造改善事業費の説明欄1の中山間地域総合支援対策事業については、持続可能な農業、農村の実現に向けた複数集落が共同活動を推進するための体制構築に要する経費となっております。

また、2の都市農村交流対策事業は、農山漁村の活性化に向けた都市と農山漁村の交流活動への支援及び情報発信等に要する経費となっております。

4段目の農地・水・環境保全向上対策事業費の説明欄、多面的機能支払事業は、先ほど御説明させていただいたとおりです。

むらづくり課は以上でございます。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

26ページをお願いします。

2段目の地籍調査費につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

4段目、農業土木行政情報システム費と、27ページ、2段目の林政諸費につきまして、説明欄のCALS／EC事業等、現在運用しています電子納品保管管理システムをはじめ、各システム改修等に要する経費でございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

28ページをお願いします。

2段目、林政諸費について、説明欄1の森林再生支援事業は、再造林等の拡大や育林従事者の確保に取り組む事業体に対し、その拡大の実績に応じて助成を行うものです。

2の新規事業、五木村グリーン成長加速化総合対策事業は、先ほど説明させていただいたとおりです。

3段目、水とみどりの森づくり事業費につ

いて、説明欄2の次世代につなぐ森林づくり事業は、伐採跡地における確実な再造林を行うため、植栽や造林後の保育、広葉樹への転換、成長に優れたエリートツリーの苗木生産に加え、新たに花粉の少ない苗木への植え替え等に係る経費に対する助成を行うものです。

次の29ページ1段目、説明欄4の災害のリスクを低減させる森林づくり推進事業につきましても、先ほど御説明させていただいたとおりです。

3段目、林業普及指導費について、説明欄2の新規事業、心惹かれる林業の普及加速化事業は、林業に対するイメージの向上等を図るため、林業技術の普及やSNSを活用した情報発信等に要する経費です。

下のページ2段目、造林事業費について、説明欄1の森林環境保全整備事業は、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など一連の造林事業に対して助成を行うものです。

4段目、県有林費は、次の31ページ1段目の県有林造成事業費の説明欄にあるとおり、県有林における間伐や主伐後の再造林など、県有林の整備や管理に要する所要の経費を計上するものです。

森林整備課は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

32ページをお願いします。

2段目、国庫支出金返納金については、説明欄のとおり、森林整備促進及び林業等再生基金事業国庫返納金で、これまでに当該事業で資金融通した事業主体からの償還金を国庫へ返納するものです。

4段目の林業労働力対策事業費の説明欄1の新規事業、林業DX推進事業は、林業関連の業務改善や効率化を図るため、DX化による各種業務情報の連携や新たな技術の導入に

向けた実証に取り組むものです。

2の豊かな森林づくり人材育成事業は、林業の担い手の就業環境の改善に取り組む事業体に支援するものです。

33ページをお願いします。

県産木材需要拡大対策費の説明欄1のくまもとの木を活かす木造建築物等推進事業は、木造住宅を建築する工務店が実施する県産木材の提供や産地見学会への助成、また、非住宅・中大規模の木造建築物を整備する事業者に対して助成するものです。

3の中大規模木造建築物推進事業は、設計を担う建築士の育成のための講習会開催や建設を行う市町村に対して助言等の支援を行うものです。

5のくまもと間伐材安定供給対策事業は、間伐材の利用拡大を図るため、流通経費を支援する市町村に助成するものです。

34ページの1段目、木材需給安定対策費の説明欄、くまもと県産木材SCM構築対策事業は、品質の確かな木材の安定供給や共同出荷に係る経費に対する助成を行うものです。

2段目、林産物振興指導費の説明欄の原木しいたけ生産DX実証事業は、これまで勘と経験に頼っていたシイタケ生産の効率化に向け、環境データの収集、試験施設整備や関連システムの整備に要する経費です。

最下段、国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、くまもと林業大学校人財づくり事業に係るもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金です。

35ページをお願いします。

2段目の林道事業費は、それぞれの説明欄のとおり、県営による林道開設や市町村営による林道開設、改良などを行うものです。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

36ページをお願いします。

2 段目、林政諸費説明欄、森林サービス産業創出推進事業は、森林空間を活用して、観光、レジャー、健康などの分野で新たなビジネスを創出するもので、令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域をモデル地区として地域協議会に対する助成を行います。

3 段目、水とみどりの森づくり事業費の説明欄、森林Jークレジット創出支援事業、5 段目、治山事業費の説明欄1の治山事業、2の山地災害未然防止対策事業は、先ほど説明させていただいたとおりです。

37ページをお願いいたします。

1 段目の単県治山事業費の説明欄1、単県治山事業（県営事業）は、国庫補助の対象とならない小規模災害の復旧などに要する経費です。

2の森林保全施設管理整備事業は、落石防止施設の塗装塗り替えに要する費用です。

2 段目、保安林整備事業費は、先ほど説明させていただいたとおりです。

4 段目のみどり森林管理事業費の県民の森林整備事業は、県が管理する立田山憩いの森の整備に要する経費です。

森林保全課は以上です。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

38ページをお願いいたします。

2 段目、水産業振興費の浅海増養殖振興事業費の説明欄1、赤潮に対応したスマート養殖業普及拡大事業は、有害プランクトンの画像認証、自動計数システムの開発を支援するものです。

また、2の新たな稼げる養殖業推進事業は、カキ類や海藻類の養殖生産の安定化、生産性の向上に向けた種苗生産や養殖生産の体制を確立するとともに、漁協によるカキ類や海藻類の養殖生産を向上する取組を支援するものです。

3 段目、水産物流通対策事業費の説明欄

1、稼げる水産業づくり推進事業は、浜の活力を再生するため、漁協や漁業者による県産水産物の販売力強化やブランド力向上などの取組を支援するものです。

39ページをお願いいたします。

1 段目、国庫支出金返納金は、令和4年度に発生しました赤潮被害において、へい死魚の代替となる中間魚の購入を支援しました赤潮被害経営再建緊急支援事業の事業費確定に伴う国庫支出金の返納金です。

3 段目、漁業調整費の説明欄、漁獲情報DXシステム改修事業は、改修された国の漁獲報告システムに対応するため、熊本県漁獲情報システムを改修する経費です。

5 段目、漁業取締費の説明欄、漁業取締船代船建造事業は、老朽化により今年3月に退役した漁業取締船「ひご」と、同じく老朽化により令和8年3月に退役する予定の漁業取締船「あまくさ」の代船として高速船1隻を建造する経費です。

また、代船建造の工期が1年以上を要するため、その下段で債務負担行為の追加をお願いしております。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

40ページをお願いいたします。

2 段目の説明欄、水産環境整備事業費は、投石による藻場造成に要する経費でございます。

4 段目の説明欄、漁港関係海岸保全事業費は、堤防、護岸等の漁港関係海岸保全施設の整備に要する経費で、耐震化等を予定しています。

41ページをお願いいたします。

2 段目の説明欄、漁港施設機能強化事業費は、漁港施設の機能強化に要する経費で、岸壁の耐震化を予定してございます。

その下の説明欄、漁村再生交付金事業費は、漁村の再生を図るための生産基盤等の整備に要する経費で、浮き桟橋整備を予定してございます。

最下段の説明欄、水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化に要する経費で、施設の保全工事等を予定しています。

42ページ、1段目の説明欄、水産流通基盤整備事業費は、浄化施設の補修等を予定してございます。

その下の説明欄、水産生産基盤整備事業費は、漁港施設の整備に要する経費で、浮体式係船岸の整備等を予定してございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

43ページをお願いいたします。

43ページ、このページから67ページまでは、昨年度の定例会で御承認いただきました令和5年度一般会計繰越明許費の御報告となります。私のほうから、総括表で一括して御説明させていただきます。

総括表、項目欄の件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で839件、358億円余の繰越しとなっております。

これは、令和2年の7月豪雨対策によりまして、令和2年度から令和3年度への繰越額が、これが約530億円まで増加しましたが、今回を含むその後の3年間は、それぞれ約360億円余と、ほぼ横ばいの推移というふうになっております。

繰越しの理由につきましては、その欄の左側のほうに、計画に関する諸条件、それから資材の入手難、そしてその他とございます。

こちらは、まず、計画に関する諸条件にしましては、各種協議ですとか地元の調整に不測の日数を要したものの、あるいは、国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末に

なり、その結果、やむを得ず工期の確保ができなかったというもので、655件、288億円余となっております。

次に、資材の入手難に関しましては、災害復旧事業の集中ですとか、ウクライナ情勢の影響によりまして、各種資材の入手にこちらでも不測の日数を要したもので、88件、24億円余となっております。

その他としまして、こちらは、自然災害により現場条件が変化した復旧工法の検討に不測の日数を要したものですとか、入札の不調による設計見直しにこちらでも不測の日数を要したもので、計96件、44億円余となっております。

それから、次に事故繰越ですが、68ページをお願いいたします。

68ページ、こちらは事故繰越になります。

こちらは、令和5年度の一般会計事故繰越し繰越計算書総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

こちらは、農林水産部全体で184件、103億円余の繰越しとなっております。

この事故繰越に関しましては、令和2年の7月豪雨災害後に142億円余まで増加いたしました。前回、今回と着実に減少しております。この事故繰越の詳細につきましては、この後各課から主なものについて御説明申し上げたいと思います。

農林水産政策課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

69ページをお願いします。

1段目の攻めの園芸緊急生産対策事業費は2件ございまして、県営の農地基盤整備工事で造成した園地にかん水設備やハウスを整備予定でございましたが、石礫の撤去などが必要となり、園地造成工事の工期が延びたことで年度内に完了しなかったため、繰り越すも

のでございます。

次に、2段目の産地パワーアップ事業費も2件ございまして、こちらにつきましては、全国的な電線ケーブルなどの資材不足により、各種機器の製造が遅延したこと、そして、建築工事については、建築工事の活性化に伴い、部材や人材の確保が困難となったことから繰り越すものでございます。

いずれの事業につきましても年度内に確実に事業を完了させる予定としております。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

70ページをお願いします。

事業名、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費は、畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援する事業でございます。

乳業工場において導入を予定しておりました機械の製造メーカーが立地するイタリアにおいて、河川が氾濫し、当該工場が被災したことにより、機械の製造に遅延が生じたことによるものでございます。

この事業につきましては、年内の完了を予定しております。

畜産課は以上でございます。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

71ページをお願いします。

最上段、地域密着型農業基盤整備事業費から、72ページ2段目の農村地域防災減災事業費までの5つの事業につきましては、農地や農業用施設、農地防災などの整備を行う事業です。

72ページ、3段目、4段目の農林水産業災害復旧費は、農地や農業用施設の災害復旧事業です。

以上、7事業51件の事業につきましては、関係機関や地元関係者との協議に不測の期間

を要したものや、豪雨災害に伴う施工業者の人員確保などが困難になった影響により、工事施工に不測の日数を要したことが事故繰越の主な理由となります。

なお、繰り越した工事につきましては、いずれも施工業者との契約を締結しており、年度内完成を目指し、事業の推進を図ってまいります。

農地整備課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

73ページをお願いします。

1段目の間伐等森林整備促進対策事業費につきましては、資材運搬路において、ほかの災害復旧工事との調整が必要となったため、工事施工に不測の日数を要したものであり、年度内完了を予定しております。

森林整備課の説明は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

74ページをお願いします。

1段目の林業・木材産業生産性強化対策事業費につきましては、半導体等の資材が調達できず、年度内の完成が困難となったもの2件です。

2段目の県営林道事業費から、75ページの1段目、現年林道災害復旧費までは、林道に係るもので、令和2年7月豪雨災害復旧工事の集中により、建設業における作業員の確保や資材調達の困難、また、資材搬入路として使用する林道工事の遅延により不測の日数を要したもので、合計41件です。

いずれも年度内完了を予定しております。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

76ページをお願いいたします。

1段目の治山事業費は、山地災害の復旧や予防を行う事業ですが、繰越しの理由欄のとおり、令和2年7月豪雨災害後の復旧事業の集中により、施工業者における人員の確保、資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことによるもので、20件となっております。

2段目以降の理由につきましては、4段目以外は1段目と同じであり、2段目の治山激甚災害対策特別緊急事業費は、令和2年7月豪雨の被災箇所を5か年間で復旧する事業に伴うもので17件、3段目の緊急治山事業費は、令和4年災の被災箇所、発災年度に予算措置を行い、緊急に対応するもので10件、4段目の単県治山事業費（県営）は、令和2年7月豪雨と令和4年災の被災箇所において、国庫で採択されない小規模なものに対応するもので、他の事業との調整などに不測の日数を要したもので20件となっております。

77ページをお願いいたします。

1段目、過年治山災害復旧費は、令和2年7月豪雨と令和4年災における施設災害箇所12件となっております。

2段目、現年治山災害復旧費は、令和4年度における施設災害箇所1か所となっております。

以上、事故繰越しした地区につきましては、いずれも年度内完成を予定しております。

森林保全課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

78ページをお願いいたします。

1段目の水産物供給基盤機能保全事業費、2段目の水産生産基盤整備事業費は、県内の漁港施設の長寿命化対策、または漁港施設の整備に要する経費です。牛深ハイヤ大橋の橋梁補修工事や赤瀬漁港の突堤工事等を行うものです。

これらは、工場での資材製造に遅延が生じ、工事施工に不測の期間を要したものや、関係機関等との協議に不測の期間を要したもののなど4件です。

これらについては、いずれも年度内完了を予定しています。

79ページをお願いいたします。

続いて、議案第12号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併です。

工事内容は、牛深ハイヤ大橋の損傷した支承を取り替える橋梁補修工事です。

工事場所は、天草市牛深町地内、工期は、契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで、契約金額は、5億6,065万9,000円です。

契約の相手方は、日立造船株式会社九州支社、契約方法は、一般競争入札でございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

81ページをお願いします。

条例等関係の議案について御説明いたします。

議案第15号、直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金についてです。

82ページ、1の議案の概要を御覧ください。

令和2年度から令和5年度において、国が施行した直轄災害復旧事業に要した経費の一部について、関係市町が負担すべき額を定めるものです。

2の議案の趣旨にありますとおり、土地改良法第90条第9項、第10項の規定に基づき、市町村の負担金について、県議会の議決を経る必要があります、お諮りするものです。

今議会におきましては、3の議案内容にありますとおり、八代市597万1,009円、氷川町

2万2,834円を市町の負担すべき額としてお諮りするものです。

農村計画課は以上です。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 最初の今年の資料のほうですね。全体、6年度の主要事業及び新規事業の説明で、10ページ、流通アグリビジネス課ですけれども、一番上の農産物輸送に係る物流の2024年問題への対応というようなことで、今年もしっかり取組をしていただくということですが、既に、2024年度にもうなっているわけでありまして。4月からなってますが、現状が、この法改正というかな、法が施行されたことによって、今どういう状況が起きているのか、ちょっと教えてもらいたいなということが1つであります。

それから、熊本県は、ホワイト物流をはじめとして、輸送業者だけじゃなくて、このように荷主側に対する補助も含めてしっかり取組をやっていただけてますけれども、その取組がどの程度進んでいっているのか、見通しについてちょっと教えてください。

それから、もう1つですね。これは簡単な話です。25ページ、むらづくり課。

農村RMOの形成と書いてありますけれども、農村RMOって何ですか、お願いします。

それと、もう1つ。今度は新しい補正のほうですけれども、例えば11ページからずっとですけれども、国庫返納金がとても多いですね。6月補正であるということはいくつ分

ますけれども、コロナ対策等々で国庫返納金がかかなりたくさん出てきてるなというのを例年と違って感じております。

まず、その国庫返納金が、コロナ対策で取得した部分の見通しが悪かったのか、事業が進まなかったのか。それは誰にしよう、農林水産政策課長でもいいですけども、ちょっと総括してお願いします。

それと、これは15ページですね。強い農業づくり交付金の8,300万の国庫返納金。

これもちょっと、あまりこの強い農業づくりで返納というのは、もともと取得していたやつをやめて、売って、償還期限とか何か使用期限が残っている分を返済したということだろうと思いますけれども、そこら辺を説明してください。

以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

2024年問題の現在の状況としましては、働き方関連法の改正によりまして、トラックドライバーの労働時間の時間外の上限が本年度から規制されるということなんですけれども、また、働き方改革のその関連法につきましては、上限の労働時間、年間の上限の労働時間ですので、現状のところ、そういうようなところでの不都合は起こってませんし、あと、産地におきまして荷物が運べないというような事態には今なっておりません。

ただ、ある地域ですね、管轄が広くて、荷物量が減ってきて、どちらかというとトラック業者のほうがうまみが少なくなっている、そういうような地域においては、トラック会社からJA等にいろんな注文といいますか、市場の集約ですとか、あとは今まで行ってきました商慣行、そういったものの見直しについての要望等が出されているというような状況でございます。

それから、2つ目の2月補正で行いました

荷主への補助の今の現状見通しにつきましては、2月補正で主な目玉の事業といいますのが、JA関係者、それからトラック事業者、そういった物流の関係者によりますシステムを構築して、そのシステムで見える化を図り、物流の効率化を図っていこうというようなことを1つ考えております。その件につきましては、今関係者によるチームをつくりまして、実証あたりを進めているというようなことになっております。

もう一つの目玉の事業が、商慣行の見直しというようなものでございまして、商慣行の見直しにつきましては、自らが作成しました自主行動計画に基づいて商慣行の見直しをする場合に、上限100万まで4分の3で見ますということです。

具体的な内容としましては、例えば、荷役作業を今までトラック事業者をお願いしていたものを、本来の形であるJAがやるということになりますと、その分、人件費が増したりとか、あと機械導入が必要になりますので、そういったところに支援をしていこうということでございます。そちらのほうにつきましては、今実施要領等を作成して公募をかけている段階でございます。

以上でございます。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

農村RMOについてお答えいたします。

農村RMOでございますけれども、リージョン・マネジメント・オーガニゼーションということで、農村型地域運営組織というものでございます。

これにつきましては、高齢化が進む農村地域におきまして、複数の集落の機能を補完して、農用地の保全活動、それから、そういう農業を核とした経済活動と併せまして、生活支援などの地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことを指しております。

以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 コロナ臨時交付金の返還の件に関して総括的に御説明させていただきます。

コロナの臨時交付金が、令和5年度までの時限的な臨時的な財政支援という形になっております。

コロナの臨時交付金がスタートしましたが、まさに、コロナが発生して、それで緊急かつ重要なところにとにかくすぐ充てて、その経済対策という意味合いもございました。そこもございますので、補正予算の中で組む事業が多うございまして、その中で短期間で需要量をつかんで事業化していくという形が多うございます。

さらに、それが令和4、5と来る中で、5年度までということで繰越しをした事業に関しては、ほかの事業に使えないというような事情もある中で、どうしても今回、令和5年度返還金が生じてきたということになっております。ただ、執行すべき部分については、全てしっかり充てられているというふうに認識しておりますので、ほかに充てられなくて困ったということではございません。

以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

15ページの強い農業づくり交付金の国庫返納金についてでございますが、こちらにつきましては、農産物処理加工施設の案件でございまして、この施設の土地所有者、こちらが当該の土地を売却することとなりまして、事業主体の営農法人、株式会社でございすけれども、この営農法人では、立ち退いて事業中止を判断されたものでございます。

施設と機器、予冷库ですとか洗浄機、あるいは乾燥機、スライサーといった機器がございまして、こちらの残存簿価の補助金相当額

を返還したものでございます。

経緯としましては、こちらの事業所のほうの販売先のほうが事業統合をして、取引先の開拓が新たに必要になったと。その上で、平成28年の熊本地震ですとかコロナ禍でかなり取引先の開拓に苦勞をされたというのもございまして、今回、土地の所有者のほうが土地を売買するということで、事業中止の決断をなされたということでございます。

こちらの業者の法人の方についても、取引先の開拓については、令和3年度からは、ギョーザですとか肉まんの製造、そういった野菜関係ですね。そういったものも開始して販路の開拓をしていたところなんですけれども、こういった事業環境の変化ということで今回中止となったもので、それに伴って国庫返納金が生じたというものでございます。

農産園芸課については以上でございます。

○前川収委員 一番最初のホワイト物流2024年問題でありますけれども、年度始まったばかりですから、年間通しての残業時間の蓄積等々はまだ分からないから、恐らく今の段階では混乱はないと。今までとあんまり変わってないということなのかなと思ってますけれども、熊本の場合は、巨大消費地東京等々については非常に距離感がありますし、遠いわけですから、何かだんだんだんだん年度末に向けて1年間統計していくと、途中でもうオーバーしてるぞというような形になるんじゃないかなと、今の説明を聞きながら思ったところであります。

これはすぐに変えるというのはなかなか簡単ではありませんけれども、いずれしても、もう数年前から法施行があつて、5年間でしたかね、経過措置が取られてて、5年たって本格運用ということになっている事業でありますから、恐らくこの後また、経過措置はもうないだろうというふうに思ってますので、しっかりその取組をやっていただきたいとい

うふうに思ってます。

ですから、荷主の皆さん方も、それから運送業者の皆さん方も、事業が2024年度になって始まったばかりですから、今のところ何もないから大丈夫と思ってても、この年度末に近づいてくると大変なことになってしまうと、止まってしまうということになりかねないんじゃないかなと思いますが、その点についてお答えいただければと思います。

RMOはもういいです。

それから、最後の15ページの国庫支出金、強い農業づくりのほうは、これは一般財源になってますけれども、これは使った人がお戻しになるお金じゃないんですかね。つまり、これは、その他財源か何かになるんじゃないかな。県が戻す分がこれだけで、強い農業づくりの交付を受けた民間の皆さんも、たしか交付金戻さなきゃいけないと思いますけれども、そこは補正額の財源内訳の中には出てこない、出てきてないのかなと思いたけりども、そこをちょっと説明してください。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

年度末に向けて、非常に残業時間心配だという声が御質問だと思います。

私たちも実際そういうふうに心配をしておりますして、産地、JAあたりに対しましては、危機感が薄いようなところ——JAについては、そういうことをしっかり今啓発している最中でございます。

それから、ちょっと別になりますけれども、2024年問題に加えまして、先月、6月の頭ぐらいに、新聞報道で、ドライバーの不足で賃金上昇になって、あとまた、燃油高の影響で、荷主が負担する輸送費が2030年には34%上昇するというような野村総研の推計あたりも新聞報道で出ておりまして、もう非常にショッキングな記事でございました。

今後とも、物流の効率化に向けましては、

もうあらゆる手段を講じてやっていかなければ、生産者のコストというのがどんどんどんどん上がってしまいますので、なるべくそれを抑えるためにも、この物流の効率化というのは、引き続き、もう本当あらゆる手段を講じて進めていきたいというふうに考えております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

こちらの強い農業づくり交付金につきましては、事業主体のほうから玉名市のほうに返還をいただきまして、玉名市のほうから県に対して事業の補助金を返還いただいたということでございます。6月補正ですので、昨年度中の受入れだったということで、今回一般財源という形で計上されているというものでございます。

以上でございます。

○前川収委員 分かりました。

すみません、最後に、ホワイト物流のことだけもう一回聞いておきたいと思っておりますけれども、基本的に農産物は定価がないわけですから、生産品もよく分からない。

今度の新しい農業・農村基本法の中では、しっかり適正価格をという話になってますけれども、具体的にじゃあどうやって適正価格をはかるのかと言われると、まだ誰も分かってないわけですから、適正価格があって、それに運送経費を上乗せしていくというのかね、それで行けば、普通の工業製品みたいなやつであれば、私は何とかやっていけると思っているんです。

いわゆる輸送業者だけがしわ寄せになるんじゃないくて、製造業者もきちっと適正利益を上げながら、最終的には消費者が負担するという、そういう転換がやっていけると思いま

すけれども、第1次産業の製品については、なかなか定価がないものですから、いわゆる市場価格だけしかないわけですから非常に難しいというふうに思ってます。

難しいとは思いますが、今回、農業・農村基本法も変わって、いわゆるその適正価格をしっかりと見ていかなきゃいかぬということになってるわけですから、荷主の皆さん方が損するとか、いわゆるその運送業者だけにしわ寄せが行くとか、そういうことじゃなくて、全体的なバランスでどうやって——効率化しなきゃならない部分はちゃんと効率化する。例えば、パレットを統一していくとか、それから、箱もちゃんと統一して、それがうまくやっていけるとか、それから運送業者のリレーをちゃんとやっていけるようにするとか、そういった効率的な部分はちゃんとやっていかなければなりませんけれども、おっしゃったように、当然経費が上がります。これをやって安くなるはずはないんです。どう考えても高くなる、経費が。輸送コストが上がるといことでありますから、その輸送コストをどこで誰が反映していくのかということが、1次産品の場合は非常に難しいわけですから、そういったことも啓発してもらいながら、基本的にはやっぱり消費者が販売価格に転嫁する以外、余裕が少しあれば別ですけれども、ないと思ってますので、そのことも含めてしっかり考えてもらいたいというふうに思ってます。

これはもう要望で結構です。以上です。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○緒方勇二委員 主要事業、新規事業の説明資料の19ページの次世代のくまもと農業を担う人材の確保・育成の欄の中高年就農支援事業及び農業次世代人材投資事業のほうのこれに該当しない50歳代ですね。これについてち

よっとお伺いしたんですが、先ほどの説明では、親元就農も可だというふうに説明されたと思うんですね。であるならば、例えば60歳を待たずして定年をされて就農したいと、こういう方も該当だというふうに思うんですね。

50歳代から60定年退職延長もあって、これは、国に先んじて、こういう県が、大変結構な事業だというふうに思いますけれど、よくよく考えてみたら、ある程度のスキルをいろいろ持っておられる方が就農されるわけですよ。農業だけで飯を食っていくというか、そういうふうに考えないほうがいいのかもしれないと思うんですね。これは、農業に就農する、例えば150日とか、こういうことの取決めがある事業なんではないでしょうか。

それから、これはうちに相談に来られたんですが、食品関連に長らくお勤めで、今度農業大学校に入ります、で、奥さんが球磨郡の出身で、どこで就農しようかと考えてるんですよというお話でした。それは奥さんの地元ですから球磨郡においでくださいよということですが、食品関連で長らくバイヤーをやられた方が就農しようとされてるんですね。そういう方は、もうぜひ——農産物を小ロットで多品目な多彩な農業をしている。これはフードバレーにも関係するかもしれません。たくさん中央の市場に持ってきてくださいよと、中食に持ってきてくださいよというようなお話をしたところでした。そういう中高年ですから、ちょっと要望が多様だと相談もあるんだろうと思いますが、その辺の酌み取り方をぜひ教えてください。

それから、これは31ページの林業振興課にも関係すると思うんですが、次世代林業・担い手強化支援事業とか豊かな森林づくり人材育成事業にも関係あると思うんですが、もうほぼほぼ中高年になれば、多分これは農業だけじゃないと思いますよ。複合収入で——林業のそういう人材が足りないんですから、繁

忙期は農業も手伝いされるし、自営も当然されるでしょう。しかし、空いてる時間には林業のお手伝いもされると思うんですね。そういう人があって初めて災害に強い森づくりにつながるんだろうと思いますが、複合収入のことは、中高年の先ほどの就農支援事業には、林業と農業と半農半林は該当しないのか。これをぜひちょっと検討いただければと思いますが、何かお考えがあれば教えてください。

それから、すみません、もう1つ、33ページの治山対策の推進ですが、これは、7月豪雨で大変なことが起きて、災害復旧が4年たって随分やっていたきました。

先般、緑の流域治水の説明会が相良村であった折に、もう山は経済的に合わないの、何ぼ手入れしても合いませんというような村民からの訴えでしたけれど、森林経営計画に基づいて環境譲与税を打ち込んで、私たちが経済的にもう回せない森林であれば、ちゃんと市町村が受け取ってこうやっていくというような説明を県のほうからしていただきました。少しばかり安心されたと思うんですが、私、見て回るのに、非常に災害復旧箇所の箇所数とそれからすごく事故繰りもありましたよ。未着手のところもあるかも分かりません。

しかし、本当によくやっていたいいるにもかかわらず、県民は広く知らないと思いますね。どれだけの——土砂洪水氾濫だったんですから、あれをどういうふうに抑止して、流出抑止をしようということで取り組んでいただいたこういう施設でありますから、箇所がこれだけ災害復旧で整うことができました、そして土砂の流出を抑止することができましたということを、広くもっと折に触れ、適宜適切に広報、普及啓発をやられているとは思いますが、やっぱり治山の目的とか、これは土木にもなりますけれども、砂防にもなりますけれども、そういうことがし

っかり効いてるんですよということを、やっぱり広報をしていただきたい。村民から、もう昔のような——川底が物すごく上がってるんです、河床掘削をあれだけやっていただいても、やっぱり山から土砂が流れるんですというようなお訴えしかないんですね。

ふちの再生のことも言いました。川辺川は日本の宝ですよというふうにおっしゃいましたが、何とかしてこういう土砂流出抑止が効いてるんですよということを、もうちょっと、これは答えがあれば教えてほしい。もっとアナウンスしていただければなと思うんですが、以上3点。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

緒方委員のほうから御質問がありました中高年就農支援事業でございます。

これは、御指摘のとおり50歳代ですね。本来は、国のほうで、同様の制度として、人材育成・確保事業、これが49歳までというふうになっております。それ以上に踏み込んで、50歳代まで、まずは準備型と言われる研修期間の生活を支援する、さらには就農初期の投資に対して御支援をする、これは49歳までの国の仕組みがそのままございますので、それを50歳代まで充てるという流れでございます。

なぜ50歳代までにしたのかというお話でございますけれども、国のほうの議論の中でも、これは、基本法の検証部会等でも、やはり20年間は働いていただくことを想定して支援をするということを前提にする場合に、50歳代まで——例えば60歳代になると、80歳になってしまうということもございます。そういうこともございます。

もう1点、やはり50歳代は、まだ就農意欲がおありになれる方が今までもたくさんおられたというところもございまして、その2点を踏まえまして、県としまして、50歳代

まで踏み込んでこういう制度をつくろうというふうに仕組みを組んだところでございます。

さらには、今後いろんな方々が出てこられるだろう——先ほど農大に食品のバイヤーさんがということでお話がありました。そういった方が50歳代でももし就農いただけるのであれば、大変ウエルカムなお話だと思います。

その中で、要件としましては、やはり就農していただく必要がございます。これは、親元就農のお話ございましたけれども、親元就農もオーケーですよというお話をしておりますが、当然要件がございます。やはり研修期間の支援を受けられて、親元に戻られましたら5年以内には経営継承をしていただくという国のルールをそのまま引き継いでおります。ただし、20代と50代では、その後の経営継承の段取りが随分変わってくるかと思えます。非常にその部分のハードルについては、50歳代の方の経営継承、おやじさんやおふくろさんから継承をする場合には、ハードルが下がるのかなと、幾分かですね、そういう意味で、この要件については、そのまま引き継がせていただいているというところでございます。

もう1点、複合経営が大丈夫なのかと、この就農した後のですね。

基本的には、やっぱり農業経営をしていただく必要がございます。農業者というのは、やはり年間150日以上営農をしていただく、売上げとしても50万円以上の売上げをしていただく必要がございます。

当然、支援を受けられた中で、今後、認定される認定農業者だったり、新規就農者の場合、50歳代はちょっとなりませんけれども、認定新規就農者になっていただくという流れがございます。そういったしっかりした地域を支える農業者になっていただくということの中で、当然、林業との掛け持ちといいます

か、農業しながらでも林業されている方、現在もおられるかと思いますので、そういった方々を排除するものではないというふうに認識をしているところでございます。

農地・担い手支援課からは以上でございます。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

委員からの御質問、林業大学校の中で給付金が高齢の方にもということで御質問だったと思います。

現在、国の制度で就業準備給付金は43歳未満ということになっておりますが、県独自に支給対象年齢を引き上げまして、44～50歳以下ということで拡大しております。

これは、林業大学校の長期課程の生徒さんに対してということでございます。そして、その研修後には、その後林業に就いていただくと、2年以上は就いていただくという条件がございますので、先ほどちょっとお話ありましたけれども、急傾斜のところでは作業する場合に、あまり高齢な方が行くと、事業体に雇用されるものですから、事業体のほうもなかなか上の方は雇われないのかなという部分もあります。というところで、今のところ50歳までということにしております。

ただ、くまもと林業大学校は、長期課程だけではございませんで、いろんなコースがございます。長期課程は、1年間200日を即就業していく、山で即戦力ということで活動していただく方を育てるという研修なんですけれども、中には、短期でチェーンソーとか下刈りの体験をしていただく、そして、できれば林業に就いていただきたいというような研修もございます。それにつきましては、年齢制限は設けておりませんので、さっき委員が言われました複合的な希望される方は、そういう研修を受けていただいて、そういう組合せで働いていただくということも可能だと

思っております。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 治山事業の実施効果について、もっとPRすべきではないかという御質問でございますけれども、現在、梅雨前の山地防災パトロールとか市町村の防災会議の出席とか小学校向けの防災教育におきましてPRをさせていただいているところでございますけれども、まだまだ県民の皆様方に知っていただくには足りないかと思っております。

今年から県庁地下通路でパネル展示を始めたところでございますけれども、いろんな機会を通じて、もっとPRできる、していきたいと考えておりますので、これからまた取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 今の件のちょっと補足になります。

こちらは、農業とそれから山林のほうもありますので、ちょっと私のほうから答えさせていただきますけれども、7月豪雨からの復旧、復興に関しましては、こちらは令和6年の3月時点になりますが、全体で5,784件あるうちの5,480件が完了ということで、進捗率は94.7%ということになっております。あとまた残りに関しましては、市町村が事業主体になる事業が多いということで、こちらへの技術支援というのはしっかり行っていこうということにしております。

こういった事実に関しての皆さんへの周知に関しましては、今大和課長のほうからもございましたが、私どものほうで力を入れていくというのは当然ですけれども、実は、これは復旧・復興プランに基づいて、うちの中の復興本部会議の中で進捗の報告等はしております。そのPRをいかにするかという点に関しては、球磨川復興局と、あるいは球磨の

地域振興局とも連携しながら、しっかりと伝えていく方策、これを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 すみません。中高年の就農支援事業ですけれども、よくよく考えてみたら親元就農も結構だと。ところが、雇用就農で法人様に就農される場合が私は多いんじゃないかなと思うんですね。そうしたときに、空いた休みのときもあるでしょうから、山の仕事もされるでしょうし、集落の維持機能のためにもいろんなお手伝いをさせていただく、自分の親元に帰ってこれる人材も、ここで救い得るんじゃないかなというふうに思うので、結構な事業だなというふうにも思います。どうぞ、もうちょっと相談の向きで、ちょっとこうしたほうが、改善したほうがもっといいのではないかということが多々出てくるんだろうと思いますので、よろしく御検討方ください。

それから、普及啓発の件ですけれども、先ほどは、それだけ94.7%もやられた。しかし、関係者が寄って水防点検とかやられますよ。どこが弱いのか、どこを災害復旧でやられて、土砂がどれだけの抑止ができた、これは多分流域の皆さんは知らないですよ。関係者だけが知ってる。だから、復興局を中心にとおっしゃいますけれど、県民が知らなくては始まらぬわけですから、県庁のロビーの廊下でパネル展示されても、どれだけの治水の安全度が高まって、私たちがどれだけの安心感を——二度とああいうことがないようにというふうに、ああいう決意したあの日からの、どれほど安全度が高まっているかということの普及啓発は、ハードもソフトも含めやっていただきたいと思いますね。それは要望です。よろしくお願いします。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 冒頭の部長の説明の2番目のところで、約164ヘクタール、この間農地が転用されているということを知りましたけれども、今私は、食料の自給率が非常に悪くなったまんまで37～38%と言われてますけれども、そういう状況の中で、農地というのは、これは米の作付だけじゃないとは思いますが、現状の中で米の作付が平年の状態でやられているのか。食料自給率をやっぱり改善させていくための生産を、熊本の場合は、特に農業県と言われてるんですね。ですから、どんな現状にあるのかなということをちょっとお聞きしたいと思ってですね。ずっと生産者も高齢化して少なくなっている、農地も少なくなっているということで、県下全体そういう状況なんですかね、やっぱり。その辺がちょっと分かれば。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

今委員からお話がありました164ヘクタールというのは、令和3年10月から令和5年までの期間に菊池郡市の管内で農地が転用された数字だというふうなことで認識をしているところでございます。

お米の話になりますと、実は、私の課ではなくて農産園芸課なんですけれども、ただ、今そこに転用された面積の大宗というのは、実は畑台地でございます。畑のほうがウェー特的には非常に高うございます。

ただ、畑台地で生産されていたもの、例えば、飼料作物であったり、露地野菜であったり、そういったものについては、やはりその部分について代替農地等を活用していただきながら営農を継続していただけるように、県としては今御支援をしているというような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

米作の担当じゃないということですが、こういう状況なら減反政策も今度は変わっていくんじゃない——国のこれは政策でしょうけれどもね。減反はこのまま続けていくわけですかね。ちょっとそこら辺を追加で聞きたいと。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

減反を進めていくのかということですが、まずけれども、今減反ということではなくて、米については、作付目安というのを示しまして、それに基づいて作付をしていただいていると。

これは、やはり米については、今現在、全体として、いわゆる消費減退、需要が大分減少してきていると。今現在は、直近ではちょっと違うんですけども、全体の傾向としては、米の消費というのは減ってきておまして、1人当たり以前は100キロ以上食べていたものが、今はもう1人50キロぐらいしか食べてないというような状況にございますので、県といたしましても、作付目安を示して、その上で需要に応じた作付を生産していくという方針でやらせていただいております。

ちなみに、今県産の米については、2万8,900ヘクタールということで、十分に県内の需要も満たしておりますし、西日本の有数の米生産県ということで、他県にも移出しているというような状況でございますので、需給に応じた生産というのをしっかりやってまいりたいというふうに考えております。

農産園芸課については以上でございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

こんなに米を食べる人が少なく、半分くらいになっている。私も、ちょっと最近米を食べる機会が少なくなったなと思って反省をし

ております。ちょっと米を食べるようにします。ありがとうございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○亀田英雄委員 まず初めに、冒頭に部長のほうから話があったんですが、遥拝頭首工の件について、あのような多大な工事を迅速にさせていただいて、地元の議員として感謝申し上げたいというふうに思います。

坂田先生のほうがしっかりそれを頑張ったんですけれど、言うことはないんですけども、大変農家からお礼の言葉が寄せられておりますので、紹介させていただいて、今後ともどうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

予算のことで2～3伺います。

最初の4ページですね。

全体見て、森林保全課の予算が約10億減っているというふうに、三角がついている分ですね。ほかの予算が伸びている、全体の予算が伸びている中で、この原因は何なのかなという点が1点です。

あと、アグリのほうのフードバレーの件ですけれども、前回の2月に質問させていただいた続きになるんですけども、フードバレーについては、まだ活性化したとは言えないという認識で、さらなる施策の推進が必要であるというようなことで、この事業に取り組まれたというふうに思っているんですけども、今年特に力を入れたい部分とか、重ねて詳細に説明をいただければなというふうに思います。

あと1点、鹿対策、害獣駆除の話なんですけれども、あちこちでいろいろ多方面から対策をいただいているように見受けます。このことについては、いろんな対策もあるかと思うんですけども……（「ページ数を」と呼ぶ者あり）ページ数ですか。ちょっと予算から外れるかな。26ページですね。

鳥獣被害防止の推進とジビエ利活用の加速化ということで取り組まれている中なんですけれども、猟友会ごとに捕獲した補助金の額が違うんですよ。猟友会の中で、高いほうに猟師さんが移動しているというような情報をちょっと聞いたもんですから、県のほうでそのような認識はあるのか。県のほうで補助金の平準化というものを自治体に指導できないものかということをお願いできないものかということで、ちょっと質問させていただきたい。3点です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

まず、森林保全課の予算が約10億円減少している点でございますけれども、これは、令和2年7月豪雨を治山事業で復旧しておりますけれども、令和3年から5か年間で激特事業に取り組んでおります。これが令和5年度がピークでございましたので、それから下がったということでございます。

以上でございます。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

県南フードバレーの今年重点的にやる事業ということで御質問承りました。

今年につきましては、新商品開発とか、販路拡大とか、食の高付加価値化を推進して、事業者育成、県南の核となるような事業者をあらゆるソフトとかハード面駆使しまして育成していきたいというのが1点でございます。

それから加えて、販路拡大のための新たな取組として、インバウンド向けに県南地域を巡るモニターツアー、クルーズ船とかを出てこられた方を対象としたモニターツアーですとか、台湾とかへの輸出に向けたプロモーション、それから来熊者、日本人、外国人含めた来熊者向けの魅力あるお土産品等の商品開

発支援あたりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

鳥獣被害の関係について御回答いたします。

まず、捕獲単価の違いでございますけれども、市町村、国の補助金を用いて、一定程度の上限単価はあるものの、その上、市町村が上乗せをしたりして、市町村ごとに、それぞれ被害の状況に応じて、それは市の方針として支援をしているということは承知をしております。

県としましては、その市の取組に対して、一律にするというようなことは、基本的には考えておりませんが、まず、鳥獣の関係ですと、市町村またがって被害が及ぶ場合がたくさんございます。そういった場合には、複数の市町村、それから県も関係者を交えて広域協議会というのをつくりまして、その中で対策をどうしていくか、それから、場合によっては、捕獲単価も含めてどうしていくかということを話し合うということが1つの方法だと思っております。

こういったことを含めて、県としては、広域的に被害を防止する取組についても進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 予算については承知いたしました。

アグリのほうは注目している事業ですので、ぜひ成果が出るような取組をしていただきたいというふうに思っています。

鳥獣被害の件ですけれども、そのような声が、市町村のやり方というのは分かるんですけれども、結局広域的に取り組まないと、豚熱の観察とか、猟友会に結局委託する話もい

ろいろかかってくる話なんですから、広域的に取り組む中で、そのような差があるということで強く意見をいただきましたので、県のほうに声を届けておきますので、いろんな話が出る際は、ぜひ対応いただければというふうに思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第12号及び第15号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第20号を議題といたします。

それでは、執行部から状況の説明をお願いします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料は、農林水産常任委員会付託審査（請願）一覧を御覧いただければと思います。

こちらの資料の2枚目になります。

個票、A4の縦表がついておりますが、こちらを御覧いただければと思います。

1枚目が審査一覧となっております。それをめくっていただきますと個票がついております。請第20号というのがございます。

こちらが、熊本県の農業協同組合中央会、

それから熊本県の農業者政治連盟からの請願ということになっております。

表の中段に要旨とございますが、こちらのとおり、農畜産物の適正な価格形成の法制化、それから消費者への理解醸成に向けまして、次期食料・農業・農村基本計画等において、国のほうで施策が具体化されていくということで、農業者が安心して営農を継続できるよう、国への意見書提出を求められているものになります。

その次に、理由とございます。この理由にありますとおり、現在、食料をめぐるしましては、世界情勢や気候変動による食料生産の不安定化などを受けまして、我が国の食料の安定供給上のリスクが、これは顕在化していると。非常に食料の安全保障の強化が求められております。

また、農業におきましては、生産資材の価格、それから農畜産物の輸送コストの高止まりが続く一方で、そのコスト分の価格転嫁がなかなか進まないということで、本県を含む多くの地域で営農継続を不安視する声が高まっていると、これは事実であろうと思います。

それから、記載にはございませんが、このような状況を受けまして、これまでも、県議会のほうからは、国に対して適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築するように要望をされていらっしゃいます。その結果、今回四半世紀ぶりの改正となりました国の基本法におきまして、食料の合理的な価格形成、こちらが明記されたというふうに至ったところでございます。

今後、国におきましては、この改正基本法に沿って、具体的な施策が検討、実施されていくステージへと移行するということになっております。

そこで、このタイミングで、こちらの資料の「ついては」と一番最後の段落にございますが、「ついては」からありますとおり、次

の基本計画等における施策の具体化、そして適正な価格形成の実現に向けた法制化と消費者等への理解醸成、さらには、燃油、生産資材等の価格高騰に係る各種施策の充実、そして2024年の農畜産物輸送問題に対する支援拡充に関して国への要望書を求めたいとする請願内容となっているところでございます。

以上のように、県内の農業者が今後とも安心して営農を継続していくために必要な要望内容でございまして、国において各施策の具体化が検討されようとされる、まさに今、これらの充実と早期実現、予算の確保を求めることは時宜にかなったものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、これで質疑は終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第20号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第20号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、請第20号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第20号の請願については、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

それでは、意見書案について事務局から配付させます。

（事務局から意見書案配付）

○吉田孝平委員長 配付いたしました意見書

案は、請願の趣旨、理由と内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書案を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○紙屋農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

報告資料の①営農継続に向けた取組についての資料をお手元によりしくお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、半導体関連企業の集積に係る農林水産部の取組についてでございますが、菊池地域を中心に、売買による農地の減少や貸借契約の解除などが発生したことから、図の左側、緑色の部分で示していますとおり、農林水産部内に営農継続支援チームを立ち上げ、農家と農地のマッチング、さらには、飼料用トウモロコシの収量増加に向けた生産支援を目的に、チームの会議を2回、部会会議を4回重ね、具体的な対策につなげてきたところであります。

また、最下段にございます県北の広域本部での支援チームにおきます会議の開催や、会議以外の場でも地元市町村やJ A等情報共有を随時図り、農家や関係者の声を集めてまいりました。

さらに、市町村と意見交換を行う場として、図の右側でございますオレンジ色の部分ですけれども、県・市町村連絡会議を設置いたしまして、これまでに3回の会議を行っており、行政施策における情報交換、共有を行いながら、現状に即した新たな対応案などの検討を行ってきているところでございます。

2ページをお願いいたします。

この図につきましては、営農継続支援の一つの柱として農地情報の共有を進めてきているその図でございます。

貸借可能な農地を把握するために、昨年度、菊池管内の2市2町の遊休農地等の調査を行いまして、その農地をGISのデータに落とし込んだものを各市町村の農業委員会に提供し、現在、本図のような取組により、仕組みによって農地と農家のマッチングを図っているところでございます。

3ページをお願いいたします。

そのマッチングの取組を進めていく中において、各農業委員会への相談件数は、合計で4月末時点で58件、飼料用作物や露地野菜を中心に相談を受けている状況でございます。

現在、約2ヘクタール分の貸借契約に向けて準備を進めているところでございます。

さらに、マッチングの強化や、より丁寧な農家ニーズの把握のため、2ページの図にも示しておりましたが、本紙下段に記載のとおり、1つは、菊池地域の周辺6市町村の農地情報を把握し、マッチングエリアを拡大すること、2つ目は、農地への詳細なニーズの聞き取り調査を開始したところでございます。

今後とも、農林水産部として、引き続き、企業進出と農業振興の両立に向け、農家の営農継続支援に取り組んでまいります。

農地・担い手支援課から報告は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

次の資料をお願いいたします。

②佐賀県の野生イノシシにおける豚熱確認と本県の対応についてでございます。

めくっていただきまして、6月6日に、佐賀県唐津市で、豚熱に感染した野生イノシシが2頭確認されました。平時から実施しているサーベイランス検査により確認されたものでございまして、九州では初めての事例です。

なお、資料では4例目までとなっておりますが、その後、6月25日に、5例目、6例目が唐津市の北部に位置します玄海町で確認されております。これを受け、国では、翌6月7日に佐賀県を経口ワクチン推奨地域に指定し、13日から、確認地点から10キロ圏内に経口ワクチンを散布しました。

右の欄、熊本県の対応でございますが、同日6月6日に緊急対策会議を開催しました。

養豚農場への対応といたしましては、全農場への情報提供と飼養豚の全農場異常なしを確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守等の指導を行っております。

次に、野生イノシシへの対応でございますが、サーベイランス検査及び捕獲の強化を行います。

また、経口ワクチン散布に向け、昨年10月に、推進母体となる協議会の設立に引き続き、具体的な散布計画案につきましても作成したところでございます。さらに、狩猟者や入山者等への注意喚起も行ったところでございます。

畜産課は以上でございます。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

次の③有害赤潮の発生状況についてになり

ます。

1枚おめくりいただければと思います。

有害赤潮への対策ですが、赤潮の早期発見に向けた取組として、赤潮モニタリングの充実や、合計9台の自動観測機による水温、塩分などの水質情報をリアルタイムで養殖業者へ公表する体制を整備しています。

また、赤潮被害を軽減する新たな取組として、赤潮発生時にも給餌可能な餌の現地試験や有害プランクトンと競合する珪藻プランクトンの増殖による有害種の抑制効果試験などを行います。

現在の状況ですが、本県海域におきましては、シャットネラ属など4種類による赤潮警報を発令中です。

6月19日には、八代海の鹿児島県海域で有害赤潮による漁業被害が発生しました。6月21日には、本県海域においても漁業被害が発生するおそれがあることから、水産関係危機管理対策本部を設置しまして、警戒体制を強化した中で、6月22日に、天草市から有害赤潮により養殖魚がへい死したとの報告があり、これまでに、シマアジ、カンパチ合計6,330尾がへい死し、被害金額が1,533万円となっています。

引き続き、漁協や養殖業者、市町、国の関係機関と連携しまして、赤潮被害の軽減を図ってまいります。

水産振興課からは以上です。

○吉田孝平委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○前川収委員 1番の営農継続に向けた取組についてであります。しっかりマッチングをしていただきながら取り次いでいただき、営農者、意欲のある農業者がしっかり農業を続けていけるように御努力いただければと思います。

一方で、多分これで終わらないんですね。もっと多分農地の開発については意欲的なブローカーがたくさんいらっしゃるし、何を造るかじゃなくて、取りあえず土地を押さえて、押さえた土地を誰かに売るといような行動がしっかり行われています。はっきり言います。

ですから、そこに何があるかという、農振地区です、ほとんどが。でも、あそこが解ければこっちも外れますということで、農振地区って一旦、これは農振ですから駄目ですよと言ったにしても、角地が1か所外れれば、次からどんどん外れていくとか、そういう傾向がありますから、やっぱりもう駄目なところは駄目だということを、法律があるから難しいのかもしれませんが、しっかりアナウンスしないと、際限なく広がっていくというふうに思っていますので、その点だけしっかりやってください。

要望です。

○吉田孝平委員長 要望でよろしいですか。

○前川収委員 はい、要望でいいです。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 よろしいですか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
農林水産常任委員会委員長